

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年5月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	3件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600272 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700004 号

第 1 結論

請求者のA社における平成5年4月1日から平成7年2月28日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年4月から同年9月までの標準報酬月額については、26万円から50万円、平成5年10月から平成6年10月までの標準報酬月額については、28万円から53万円、平成6年11月から平成7年1月までの標準報酬月額については、28万円から47万円とする。

平成5年4月から平成7年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成5年4月から平成7年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年2月28日から同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

平成7年2月28日から同年3月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成7年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成4年5月1日から平成7年2月28日まで
: ② 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私が所持しているA社の給料支払明細書に記載されている給与の総支給額と請求期間①に係る標準報酬月額が相違しているため、給与の総支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、平成7年2月28日以降もA社に勤務しており、同年同月分の給料支払明細書では、同年同月分の厚生年金保険料が控除されているため、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年3月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①については、当該期間のうち、平成5年4月1日から平成7年2月28日までの期間について、請求者が提出した給料支払明細書に記載された報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（26万円又は28万円）を超えていることが確認できる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を超える場合である。

したがって、平成5年4月から平成7年1月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成5年4月から同年9月までを50万円、同年10月から平成6年10月までを53万円、同年11月から平成7年1月までは47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成5年4月から平成7年1月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求どおりの届出を行ったと回答しているが、当該期間について、前述の給料支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成4年5月1日から平成5年4月1日までの期間については、前述の給料支払明細書において、健康保険料及び厚生年金保険料の控除額は合算して記載されているところ、当該額に見合う標準報酬月額（26万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（26万円）を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、年金記録の訂正は認められない。

- 2 請求期間②については、請求者のA社における雇用保険の被保険者記録では、同資格取得日は平成4年8月1日、離職日は平成7年8月7日となっており、請求者が請求期間②において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、請求者のA社に係る平成7年2月分給料支払明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

したがって、請求期間②の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間②に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600234 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700005 号

第 1 結論

請求者の A 社における次の表の第一欄に掲げる期間の標準賞与額を第二欄に掲げる額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
平成 17 年 6 月 29 日	99 万 8,000 円
平成 18 年 6 月 30 日	100 万円
平成 19 年 6 月 29 日	40 万 7,000 円
平成 19 年 8 月 24 日	14 万 8,000 円
平成 19 年 12 月 18 日	29 万円
平成 20 年 8 月 13 日	28 万 3,000 円
平成 20 年 12 月 17 日	27 万 6,000 円
平成 21 年 8 月 17 日	29 万 5,000 円
平成 21 年 12 月 15 日	27 万円
平成 22 年 4 月 30 日	34 万 3,000 円
平成 22 年 8 月 13 日	29 万円
平成 22 年 12 月 15 日	28 万 3,000 円

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 6 月 29 日
② 平成 18 年 6 月 30 日
③ 平成 19 年 6 月 29 日
④ 平成 19 年 8 月 24 日
⑤ 平成 19 年 12 月 18 日
⑥ 平成 20 年 8 月 13 日
⑦ 平成 20 年 12 月 17 日
⑧ 平成 21 年 8 月 17 日
⑨ 平成 21 年 12 月 15 日
⑩ 平成 22 年 4 月 30 日

⑪ 平成 22 年 8 月 13 日

⑫ 平成 22 年 12 月 15 日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①及び②については、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が平成 17 年に支給されたとみられる「第 9 期決算賞与」、「夏期賞与」、「平成 17 年冬期賞与」及び平成 18 年に支給されたとみられる「平成 17 年決算賞与」、「平成 18 年夏の賞与」、「平成 18 冬期賞与」と記載された合計 6 枚の賞与明細書を提出しているところ、A社の事業主は、賃金台帳、仕訳一覧表及び預金通帳の出金履歴を提出し、平成 17 年及び平成 18 年における賞与については、平成 17 年 6 月 29 日及び平成 18 年 6 月 30 日に支給したとしており、支給額については前述の者が提出したそれぞれ 3 枚の賞与明細書の総支給額の合計と一致していることから、請求者についても総額 102 万 4,000 円及び 100 万円の賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

また、請求期間③から⑫までについては、A社の事業主が提出した賃金台帳、賞与一覧表、仕訳一覧表、預金通帳の出金履歴、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した賞与明細書並びに経理及び社会保険事務の責任者である同社の役員の陳述から、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間①から⑫までの標準賞与額については、前述の賞与一覧表等から確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から請求期間①については 99 万 8,000 円、請求期間②については 100 万円、請求期間③については 40 万 7,000 円、請求期間④については 14 万 8,000 円、請求期間⑤については 29 万円、請求期間⑥については 28 万 3,000 円、請求期間⑦については 27 万 6,000 円、請求期間⑧については 29 万 5,000 円、請求期間⑨については 27 万円、請求期間⑩については 34 万 3,000 円、請求期間⑪については 29 万円、請求期間⑫については 28 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑫までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600289 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700001 号

第 1 結論

昭和 37 年 7 月から昭和 38 年 3 月までの請求期間及び昭和 38 年 10 月から昭和 48 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月から昭和 38 年 3 月まで
② 昭和 38 年 10 月から昭和 48 年 5 月まで

請求期間①及び②の国民年金保険料が未納となっているが、当時は会社を経営し、従業員も何人か雇っていたので、納付していないのではない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 年金事務所が作成した「請求の概要」によると、当初、請求者は請求期間において、厚生年金保険被保険者であったことを申し立てており、これについて年金事務所は、請求者が経営していたとする事業所は昭和 48 年 6 月 1 日付けで厚生年金保険に適用となっていることから、請求期間は厚生年金保険ではない旨を説明し、これを受け、請求者は、請求期間は国民年金の加入期間であり、保険料を納付していたとして本件訂正請求に至ったところである。

2 請求期間①及び②の国民年金保険料について、請求者は、国民年金の手続及び保険料納付は経理を担当していた妻が行っており、自分は当時の国民年金に関することは何も分からないが、当時は会社を経営し、従業員も何人か雇っていたので納付していないのではないと主張しているところ、請求者の妻は既に死亡していることから、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、請求者及び請求者の妻に係る A 市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間①直前の昭和 36 年 4 月から昭和 37 年 6 月までの期間及び請求期間②直前の昭和 38 年 4 月から同年 9 月までの期間に係る国民年金保険料は、両者とも同一日に納付していることが確認できるものの、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付記録は両者とも確認できない。

さらに、請求者及び請求者の妻に係る国の国民年金被保険者台帳によると、請求期間②のうち、昭和 38 年 10 月から昭和 39 年 3 月までの期間は「時効消滅」と記載されているなど、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付記録は確認できない。

このほか、請求者及び請求者の妻が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600301号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1700002号

第1 結論

昭和54年9月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年9月から同年12月まで

昭和54年に離職後、空白を作らないように昭和54年9月1日に国民年金に加入した。昭和54年9月*日に結婚式をしたが、入籍及び住民票の異動をしていなかったため実家のあるA市B区役所で手続をした。納付書は実家に届いていたと記憶している。B区役所、C郵便局、D銀行のどこで納付したかは定かでないが、自分の年金は自分の預金から支払い続けた。初回の9月から12月を支払わないで、次回から支払うことはないと思うので、請求期間を国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について、昭和54年9月1日に手続を行って、年月が古い分から順番に支払った旨主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿には、「S. 54. 11. 26. 届出 本人厚年有り 55年1月分から納入すること」と記載されている上、同被保険者名簿における国民年金保険料の記録も昭和55年1月分から納付とされており、当該記録と請求者の主張は符合しない。

また、A市及びE市の国民年金被保険者名簿、国の国民年金被保険者台帳において、請求期間に係る国民年金保険料の納付記録は確認できない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600300 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700003 号

第 1 結論

昭和 57 年 7 月から昭和 59 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 7 月から昭和 59 年 4 月まで

私は、A社を退職して約3か月後にB市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行った後、B市より納付書が届いた。すぐに国民年金保険料を払えなかったため、昭和59年6月頃にC社会保険事務所(当時)へ相談に行き、同年9月頃に同社会保険事務所において、請求期間の国民年金保険料約13万円を現金で一括納付したが、国の記録によると、請求期間が国民年金保険料の未納期間となっている。請求期間を国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者に対して、昭和55年4月13日付けで*の記号番号、平成3年2月21日付けで*の記号番号が払い出されていることが確認でき、請求者は昭和59年9月時点において、*の記号番号により、請求期間に係る国民年金保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、請求期間当時、前述の払出簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録のいずれにおいても請求者の住所はD市として管理されていたことがうかがえる一方、請求者がB市において国民年金に加入していた記録は無い。

また、請求者は、A社を退職(昭和57年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失)して約3か月後に、B市役所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、戸籍の附票によると、請求者の住所地はB市ではなく、昭和56年5月22日から昭和58年1月31日まではE市に住所を定めており、国民年金の加入手続は、制度上、被保険者の住所地の市区町村において行うとされていることから、当該記録と請求者の陳述は符合しない。

さらに、B市は、昭和50年代からの記録はすべて保管されているが、請求者に係る国民年金被保険者記録及び保険料納付記録は確認できない旨回答している。

加えて、請求者は昭和59年9月頃、C社会保険事務所において請求期間に係る国民年金保険料を納付したと主張しているが、請求期間のうち、昭和59年4月の国民年金保険料については、制度上、昭和59年9月時点において、社会保険事務所では納付することができない上、請求者がC社会保険事務所ですべて請求期間に係る国民年金保険料を納付した際に交付されたとする領収書の書式に関する陳述は、当時、社会保険事務所が窓口で国民年金保険料を収納した際に交付していた領収書の書式と符合しない。

なお、上述のとおり、昭和59年9月時点では、請求者に対して、*の記号番号は払い出さ

れていないことから、当該記号番号により、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。